

津田古志原夢きぼう学園

学校いじめ防止基本方針



平成28年9月1日～

(令和8年9月改定)

松江市立古志原小学校

1 本校の学校経営

(1) 学校教育目標

未来をめざす「自立」「共生」「創造」

【めざす子ども像】

- 本 気（豊かな心）
 - ・ 気持ちのよいあいさつや、返事ができる笑顔あふれる子
 - ・ 困っている人の気持ちを理解し、いたわる子
 - ・ 多くの人との交わり（異学年交流）、協力、協調する子
 - ・ 相手を大事にしながら、ルールの大切さを理解しルールを守れる子
- やる気（確かな学力）
 - ・ 主体的にじっくり考え学習する子
 - ・ 相手の思いを汲み取りながら、相手の話をしっかり聞ける子
 - ・ 自分の考えをはっきりと表現し、他者の考えも受け止め新たな価値を見出そうとする子（合意形成能力）
- 元 気（健やかな体）
 - ・ 運動や遊びに進んで取り組む子
 - ・ 自己決定しながら、やると決めたことを粘り強くやり続けやり遂げる子
 - ・ 自他の生命の尊さを知り、安全や健康に気をつける子

(2) 学校経営方針

- 人権教育を基底に据え、教えてほめることを基本とし、一人一人にきめ細かく寄り添いながら全教職員の協働・創意と工夫に満ちた教育活動を推進する。
- 未来を見据え「自立」「共生」「創造」の視点をもってすべての教育活動を推進する。
- 命を大切に、一人一人の居場所がある学校経営・学級経営を推進する。

2 基本的な方針

いじめの定義

この法律において「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立つて行うことが必要であり、全教職員が一致団結し、組織体としていじめ防止に取り組み、全てのこどもが安心・安全な学校を創る（意識化、組織化、行動化）。

またいじめを積極的に認知し、組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底するために、いじめと考えられるような事案を教職員が認知した時点で生徒指導主任に報告するとともに、「いじめ認知事案一覧表」に記入し、全教職員がすぐに共有できるようなシステムを構築するとともに、速やかに保護者、地域、関係機関との連携を図る。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる 等

(1) 本校におけるいじめ防止に関する措置

いじめ問題の根本的な解決のためには、「いじめはどの児童にも、どの学級でも起こりうる」との認識をもち、全ての児童を対象とした「いじめの未然防止の取組」を行うことが何よりも重要であり、いじめを生まない土壌を作るために、教職員が一体となった継続的な取組を行う必要がある。

① 日常での取組(学級集団作りを中核において)

ア 教職員が児童と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解しながら児童の良さや個性を伸ばす努力をすると共に、道徳の時間はもとより、各種行事や体験活動など全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築き高める力を育成できるようにする。

- ・ 9月に人権教育月間を設け、人権尊重、差別解消への意欲や実践力を高める。それに伴い人権教育授業公開日を9月に行い、保護者へも啓発を図る。
- ・ 人権教育の公開授業を通して、校内研修会を行う。
- ・ 9月に全校で人権標語作りを行う。高学年の標語は公民館まつりで展示する。

イ 児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられるような学級経営に努める。日々の授業や行事等において、すべての児童が活躍できる場の工夫を行い、一人一人の児童のよさを伸ばす。そして、お互いの人権を尊重した仲間づくりを行う。

ウ 特別な支援や配慮が必要な児童への対応を適切に行う。

- ・ 発達障がいを含む障がいのある児童が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童等、配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援と周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

エ 常にいじめを意識、点検し、普段と違う児童の様子や行動に気をつける。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

オ 担任による児童アンケート(選択式及び記述式、ネットいじめに関する質問項目も設ける。)、教育相談週間等を実施しながら、児童一人ひとりに目を向け、潜在的ないじめの早期発見を目指す。(児童アンケートについては年度終わりまで保存をしておく。)

カ 職員会・職員終礼において、児童についての共通理解を図る時間を毎回設け、学校組織でのいじめ防止に努める。

キ アンケート Q10 を年 2 回実施し、その結果から、よりよい集団作りを目指し、クラスの児童が、自分たちの学級をどう感じているのか、自分の教室内での立ち位置をどう認識しているのか等を把握する。そして、そのクラスのまとまり具合がどうなのかを判断していく。この結果を踏まえて、より団結したクラスを作るにはどうしたら良いのか、いじめを未然に防ぐにはどうしたら良いのかを考える機会とする。

ク 津田古志原夢きぼう学園においても、地域、保護者との連携や小中合同のあいさつ運動、一日体験等、異学年、異校種交流を計画的かつ積極的に行う。

ケ インターネットを通じたいじめへの対応を図るため、メディアにかかわる授業の機会を設け、外部の講師にも協力していただき、児童へ指導を行う。ネットいじめは、民事上または刑事上の問題に発展する可能性があることを十分に理解させる。また、児童同士でもメディアへの意識を高められるよう、啓発活動を行う。

コ 島根県教育委員会、松江教育事務所、松江市教育委員会生徒指導推進室、スクールカウンセラー等講師を招き、いじめの捉えについてや未然防止、対応、日々の教育活動で大切にすることについての職員研修を行う。（毎年実施）

② 三者を中心とした教育相談体制

○ 担任

○ 教育相談担当を中心としたスクールカウンセラー（以下 SC）スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）、サポートワーカー（以下 SW）

○ 特別支援教育コーディネーター

この三者を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態の防止に努める。

ア 校内教育相談体制・支援体制を強化し、その都度、「報告・連絡・相談」を行い、管理職・生徒指導主任が関わるケース会議を行う。

イ SW、SC、SSW 等と連携し、児童や保護者の悩みなどの早期発見、早期対応を図っていく。

ウ いじめ相談電話について周知し、必要な時に相談するように働きかける。

③ 学校いじめ防止対策委員会の設置

管理職及び主幹教諭、生徒指導主任を中心とした学校いじめ防止対策委員会を設置し、定期的に会議を行う。（別図参照）

ア 管理職と共に、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画の策定を図る。また、いじめの問題に関する教職員の研修を計画的に実施する。

イ 学校いじめ防止対策委員会において、児童や保護者アンケートを作成・分析し、いじめの早期発見、早期対応を図る。

④ 児童会活動の取り組み

ア 児童会活動を中心に縦割り班活動を行い、より良い集団作りを行っていく。

イ あいさつ運動に毎日取り組み、あいさつを通して良好な人間関係の素地を養っていく。

⑤ 保護者や地域社会との連携

ア 保護者会、学級懇談会、学校運営協議会、地区民生児童委員協議会等で学校の取組を説明し、保護者や地域の方に理解や協力を仰ぎながらいじめ防止に努める。

イ 保護者配布の文書、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめの防止の取組の理解と参画を促進する。

⑥ 学校評価での振り返り

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目位置づけ、反省・改善を行う。

(2) 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめられた児童への対応（いじめを受けた児童の立場に立った対応）

ア 児童、保護者のアンケートや訴え、教師の目撃、地域からの相談等いじめと認識された場合は、教職員は速やかに学校いじめ防止対策委員会に情報を報告する。校長の指示のもと、生徒指導主任を中心とした児童支援担当チームを設置し、早急に児童からの個別の聞き取りを行うなど、組織的に対応する。

イ 早い段階から、SC や SSW を交えたケース会議を行い、多角的視野からの組織的対応に努める。

ウ 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、不安を取り除くなどの心のケアを最優先とし、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに記録を残す。

エ 保護者に対して、事実について説明するとともに今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得るよう努める。

オ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し、必要に応じ解決に向けて支援を行う。

カ 養護教諭や SC、SSW と連携し、メンタルヘルスケアを行い、自信や存在感を持たせる場の提供を行う。

キ 緊急避難として欠席した場合は、学習を補償するためのプログラムを作成する。

ク 児童が安心感をもつよう、家庭訪問や電話連絡をていねいに行う。

ケ 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた児童への対応

ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした態度で継続的に指導し、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

イ いじめに至った原因や背景を確認し、個別の支援を行う。

ウ 家庭に連絡をし、指導経過の報告をするとともに家庭での様子を聞き、今後の指導に活かす。

③ 周囲の児童への対応

ア 友達が傷つくことを言われたりされたりした時は、すぐに教員に知らせるようにする。

イ 無関心さがいじめを助長していることに気づかせ、自分たちの果たす役割について理解させるとともに、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

④ 学校としての取組

ア いじめが解消した後も、いじめの被害を受けた児童及び加害の児童については、日常的に注意深く観察する。

※いじめが「解消している」状態（少なくとも以下の2つの要件が満たされている時）

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3カ月を目安とする）
- ・被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

イ いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境の改善策を協議し、豊かな人間関係の見直しや授業改善を図りながら、児童が充実した学校生活が送れるように環境の改善を図る。

ウ 学校公開や学校運営協議会などを定期的の実施し、保護者や地域と課題を共有しながらいじめのない学校づくりに努めていく。

(3) 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

① 重大事態とは

○児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

〈具体的な例〉

- ・児童が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈相当の期間とは〉

・年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報

共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と相談するなど、丁寧に対応する。

② 重大事態の報告

ア 重大事態と思われる事案が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告を行う。教育委員会の指示に従い必要な対応を図っていく。

児童や保護者から重大事態の申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。なお、児童や保護者から、重大事態の申立てを受けたが、いじめの事実等を確認できない場合には、必要に応じて、まず、学校いじめ防止対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

③ 重大事態の調査

ア 重大事態が生じた場合は、教育委員会と連携を行い、心療内科、小児科医等の専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け調査する。(いじめ問題対応専門家会議と称する)

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全児童及び保護者に対し、アンケート等（必要に応じて聞き取り）を行い、事実関係を把握し、いじめ問題対策協議会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対しては学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

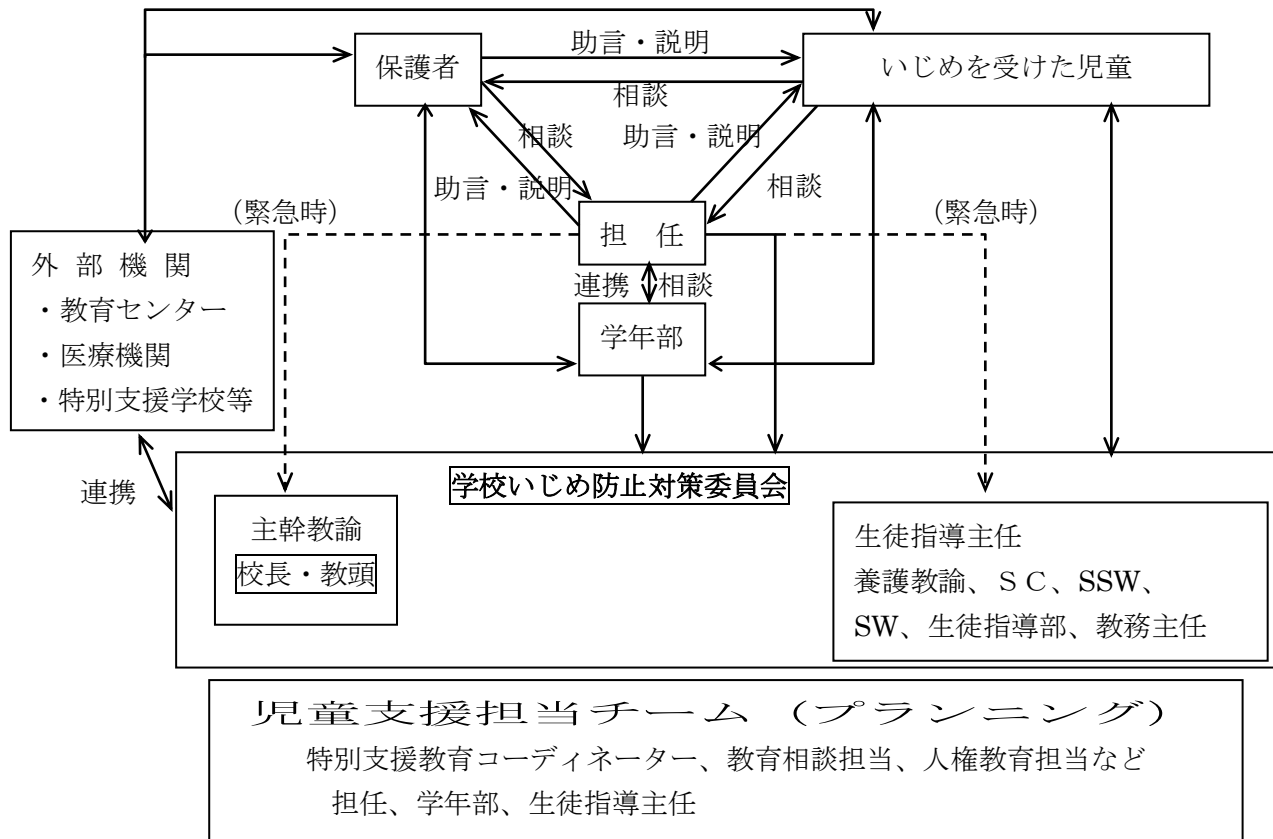
エ いじめた児童について、学校だけで十分な教育上の効果を上げることが困難と考えられる場合や犯罪行為として取り扱われると認められる場合は、関係諸機関（警察署や児童相談所等）に相談するなど連携を図り対処する。

オ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は教育委員会と連携し、教育的配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に所轄警察署に相談、通報し、適切な援助を求めるとともに、連携して対応する。また、その対応について、あらかじめ保護者に周知しておく。

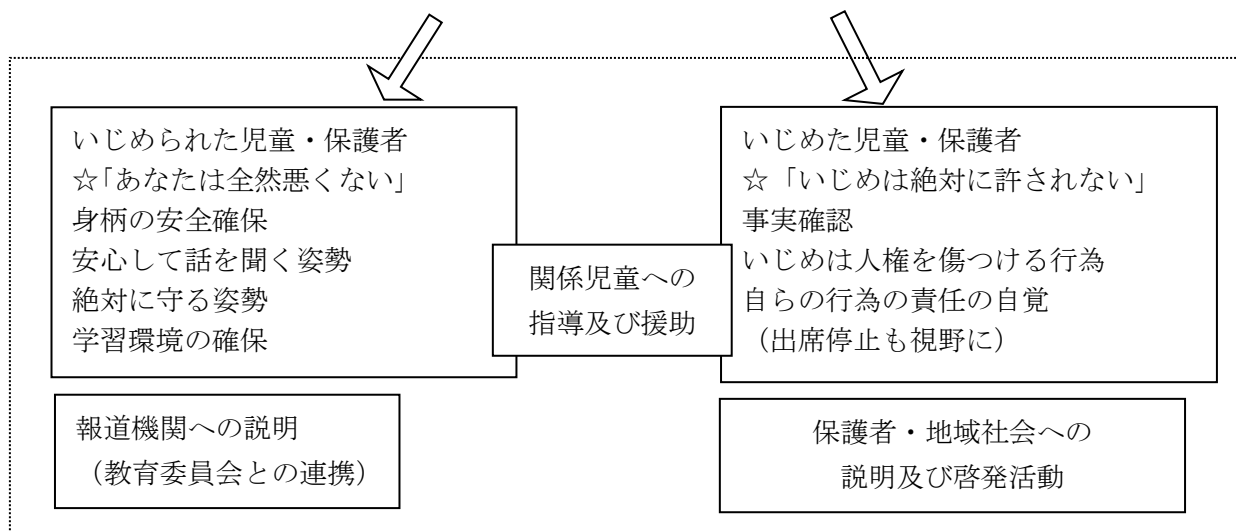
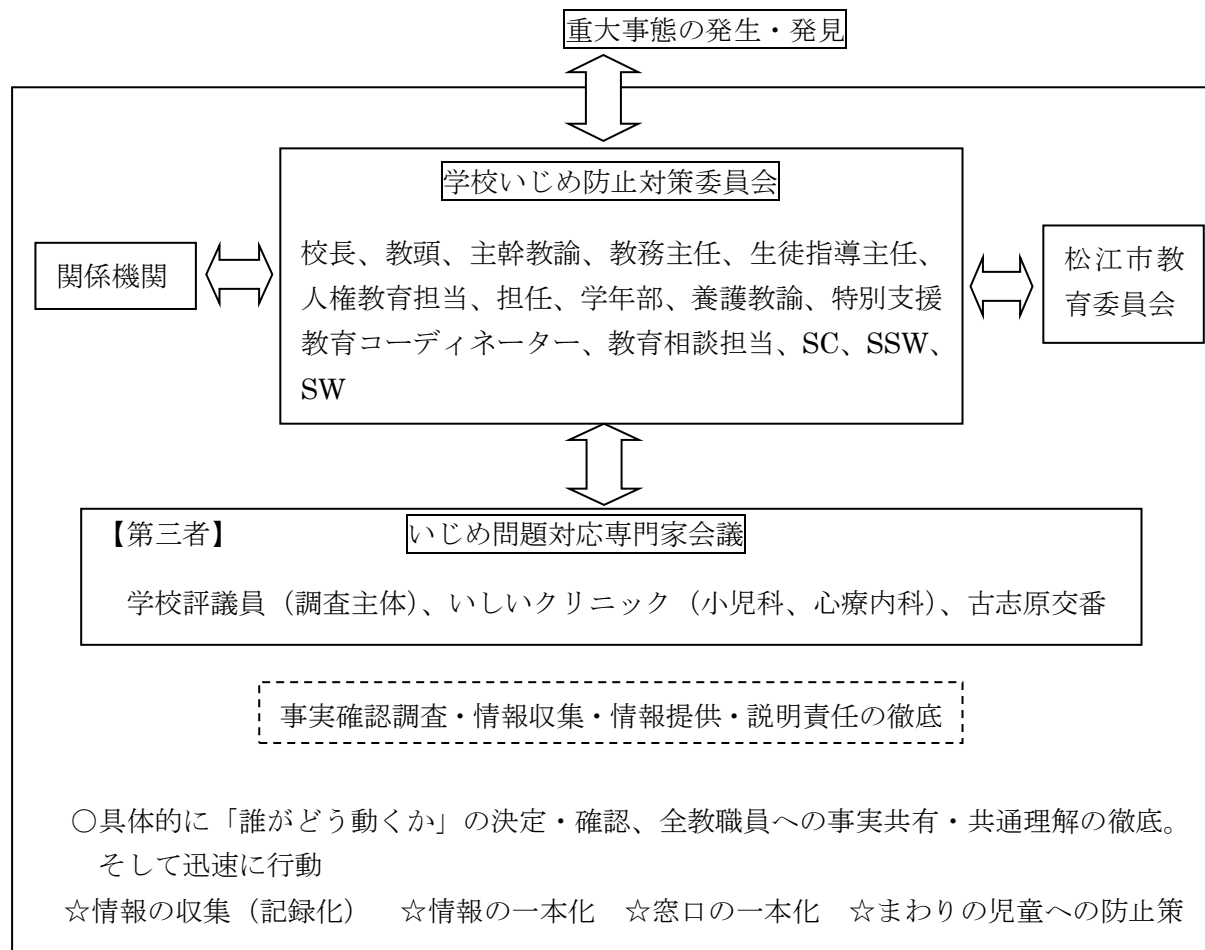
(4) いじめ防止体制（平常時及びいじめ発生時）

担任～児童支援担当チームまでの流れ

（システム化）



(5) いじめ防止体制（重大事態発生時）



全教職員で事後観察・支援を徹底して継続